

◇排水設備工事施行業者指定規則の一部を改正する規則

- 1 排水設備工事施行業者の指定の要件及び当該指定に係る申請書の記載事項を改めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和7年3月31日）から施行することにしました。

（建設局総務部経理課）